

2022年5月25日

契約監査会社 御中

適合証明書の登録事項変更時の対応について

一般財団法人食品安全マネジメント協会

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より一般財団法人食品安全マネジメント協会（以下「協会」という）の活動にご支援ご協力賜り誠に有難うございます。

JFS 監査及び適合証明プログラム文書 Ver. 2.1（以下「プログラム文書」という）4.12 適合証明書の登録事項の変更 に基づき、適合証明書に記載されている事項の一部変更による、適合証明書の書き換え発行が発生しております。この状況を受け、このたび当協会は、監査会社が適合証明書の登録情報変更を行う場合の適合証明書の記載方法について、以下の通りの運用とすることを通知致します。

敬具

記

1. 適用開始

本文書は、公表日である2022年5月25日以降に変更を行う適合証明書から適用開始する。すでに登録情報変更・発行した適合証明書については、適用しない。

2. 適合証明書の登録事項変更時の対応

監査会社は、プログラム文書4.9(2)に定める適合組織の情報が変更になった場合、プログラム文書4.12に従い、適合証明書の変更を行う。

この際、変更箇所その他、「代表監査員の氏名」「判定員または判定委員会代表者の氏名」は直近に実施した監査・判定情報に変更する。「適合証明日」「適合証明の有効期限」は変更しない。

3. 規格要求事項のバージョン移行を伴う変更の場合

2019年11月発行「JFS-B規格Version 2.0の適用開始及び移行対応（JFSM_2019_A01N12）」、2022年5月発行「JFS-A/B規格Ver. 3.0の適用開始及び移行対応（JFSM_2022_ND_102_20_ja）」に従い、規格要求事項のバージョンを移行した際、適合証明書の変更を行わずにすでに発行した適合証明書を利用している組織で、その他（例：定期監査時に製品群の拡大を行った場合、組織名変更等）の登録情報に変更が生じて適合証明書の登録情報を変更する場合、同時に規格要求事項のバージョンも変更しなければならない。

以上